

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)

作成日 2025年10月1日

最終更新日 2025年10月1日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和7年10月1日
国立大学法人名		国立大学法人山梨大学
法人の長の氏名		中村 和彦
問い合わせ先		総務企画部総務課 (TEL:055-220-8004 E-mail:soumuk@yamanashi.ac.jp)
URL		https://www.yamanashi.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	令和7年9月18日開催の経営協議会において、全ての原則について、前年度からの変更、改善点及び追加事項の説明をうけ、適切に実施されていることを確認した。また、本報告書の記載内容も変更する必要がないことを確認した。
監事による確認	更新あり	1. 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況の確認 ・監事は、主要な会議等に陪席し、法人の意思決定プロセスや業務の執行状況等を把握するとともに、各所管部署へ実地監査を行い現場の運営状況等の実態把握に努めている。こうした監査活動をベースとして、所管部署から提出された「ガバナンス・コードに係る適合状況等に関する報告書原案」を精査し適合状況を確認した。 ・本法人は、本報告書にかかる各基本原則・原則・補充原則をすべて実施していると認められる。ただし、「ガバナンス・コード」はルールではなく原則を示した指針であることから、既に適合している事項も大学を取り巻く環境変化等に応じてベストプラクティスを目指して、継続的なガバナンス体制強化等に向けての取組みを今後も期待する。 ・本報告書では、補充原則4-1③において従来の「財務報告書」に替えて「統合報告書」を作成し、財務情報に加え非財務情報として、本学の「価値創造プロセス」や教育・研究・地域連携等の具体的な活動実績を掲載しホームページ上で公表した改善事項について確認した。 2. コードの開示について ・本取組みの目的は、自ら定期的に点検と公表を行うことで、経営機能を高め、経営の透明性を向上させ社会への説明責任を果たし、社会の皆様からの信頼と理解を得ることにある。よって、分かりやすい開示は極めて重要である。 ・本報告書の確認にあたり、開示の分かりやすさという点では、改善や工夫の余地が多くあるとの印象であった。別途公表されている事項のURLをリンクすることをもって説明を省略あるいは簡略するのではなく、本報告書を読むことで、本学のガバナンスの状況が概ね理解できるようにすることが重要である。課題として捉え、わかりやすい開示に努めていただきたい。
その他の方法による確認	更新あり	

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則2-2-1～原則2-2-3（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		当法人は、実施していない原則はありません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		・「山梨大学憲章」を平成17年10月1日に制定し、これに基づき、本学の役員・職員・学生は志を同じくする全ての人々と協力し、その実現のための中期目標及び具体的な戦略（中期計画）を策定し、取組を進めています。 ・同計画等は、年次計画や具体的な評価指標を定めるとともに、外部関係者の意見を聴くなど社会の要請を踏まえた上で策定しており、大学ホームページを通じて外部に公表しています。 <公表先URL> ○山梨大学憲章 https://www.yamanashi.ac.jp/about/17 ○第4期中期目標・中期計画 https://www.yamanashi.ac.jp/wp-content/uploads/2017/07/4_chumoku_chukei.pdf
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		・毎年度実施する自己点検・評価（中期計画の進捗状況や評価結果を踏まえた改善状況を含む）の実施状況について、大学ホームページで公表しています。 <公表先URL> ○目標・計画・評価 https://www.yamanashi.ac.jp/about/54
補充原則 1 - 3 ⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	・本学の基本となる事項を、基本規則で定め、法令に基づき、経営の重要事項を審議する経営協議会、教育研究の重要事項を審議する教育研究評議会、法人運営に係る重要方針等を審議する役員会を置き、各組織の権限と責任を明確にしております。 ・各組織の審議事項は以下のとおりです。 ○経営協議会 (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、経営に関するもの (2) 中期計画に関する事項のうち、経営に関するもの (3) 学則（経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (6) その他経営に関する重要事項 ○教育研究評議会 (1) 中期目標についての意見に関する事項（経営に関するものを除く。） (2) 中期計画に関する事項（経営に関するものを除く。） (3) 学則（経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 (4) 教員人事に関する事項 (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項 (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (9) その他教育研究に関する重要事項 ○役員会 (1) 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項 (2) 国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (5) その他役員会が定める重要事項

		・経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任体制を大学データ版（運営組織図、組織図、事務組織図、役職員等及び運営組織）として、大学ホームページで分かりやすく公表しております。 <公表先URL> ○運営組織図、組織図、事務組織図、役職員等及び運営組織 https://www.yamanashi.ac.jp/about/116
補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		・性別、年齢、国籍にかかわらず、優れた人材が活かされるよう、採用、昇任等を行うとともに働きやすい環境整備に努めるため、山梨大学の人事方針を定め、「男女共同参画推進学長宣言」及び「山梨大学における障害者雇用の推進について」と併せて大学ホームページで公表しております。 <公表先URL> ○山梨大学の人事基本方針 https://www.yamanashi.ac.jp/about/33886 ○男女共同参画推進学長宣言 https://www.yamanashi.ac.jp/about/133 ○山梨大学における障害者雇用の推進について https://www.yamanashi.ac.jp/about/33886#4
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	更新あり	・中長期的な財務計画については、第４期中期目標・中期計画に掲載する予算、収支計画及び資金計画を大学ホームページで公表しております。 <公表先URL> ○第４期中期目標・中期計画（19頁～25頁） https://www.yamanashi.ac.jp/wp-content/uploads/2017/07/4_chumoku_chukei.pdf
補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）	更新あり	補充原則１－３⑥（４） ・中期目標・中期計画、財務諸表、決算報告書、事業報告書、監事及び監査法人による監査報告、大学組織、役職員等の運営組織など教育研究の費用及び成果等を大学ホームページに公表しております。 <公表先URL> ○目標・計画・評価 https://www.yamanashi.ac.jp/about/54 ○財務に関する情報、監査に関する情報 https://www.yamanashi.ac.jp/about/140 ○運営組織図、組織図、事務組織図、役職員等及び運営組織 https://www.yamanashi.ac.jp/about/116 補充原則４－１③ ・法人の活動状況や資金の使用状況等については、毎事業年度の「財務諸表」「決算報告書」「事業報告書」「統合報告書」を作成し大学ホームページにて公表しております。「統合報告書」には、財務情報として、財務諸表の概要や財務指標を用いた同種・同規模大学等の比較情報などを掲載し、非財務情報として、本学の「価値創造プロセス」や教育・研究・地域連携・医療などの活動実績について掲載しております。 <公表先URL> ○財務に関する情報、監査に関する情報 https://www.yamanashi.ac.jp/about/140

補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針		・大学経営に係る人材育成の観点も含めた総合的な教員人事基本方針を令和3年10月12日に制定し、大学経営や教学運営に関する能力を備えた人材を早期から学長補佐等に登用し、必要な業務経験を積ませるとともに各種の啓発機会を利用して知識向上を図り、次代の経営者の確保と育成に努めることを明文化しております。 ・経営層や教員と協働して大学運営を主体的に担っていく優秀な人材を持続的かつ計画的に確保・育成するため、教員以外の職員についても、人事基本方針を令和3年9月17日に制定し、多様な研修への積極的な参加を促し、意欲と能力のある職員には大学運営の一端を担う経験を積ませるなど将来の経営人材を育成することとしております。 <公表先URL> ○山梨大学の人事基本方針 https://www.yamanashi.ac.jp/about/33886
原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	・学長を補佐する各人材の責任・権限等を明確にした規則を令和3年1月27日に改定し、令和3年4月に大学ホームページで公表しております。 ・学長の下に、理事7名、副学長3名、学長補佐5名のほか、監事2名を選任・配置し、意思決定や業務執行のサポート体制を整備しております。 ・大学経営や教学運営に関する能力を備えた人材を学長補佐に登用し、必要な業務経験を積ませるとともに、セミナー等の機会を利用して知識の向上を図り、次代の経営を担う人材の確保と育成を行っております。 <公表先URL> ○国立大学法人山梨大学理事細則、国立大学法人山梨大学副学長規程、国立大学法人山梨大学学長補佐細則 https://www.yamanashi.ac.jp/about/135
補充原則 2 - 2 - 1 ① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等に当たっての考え方や選任理由		・当法人は、運営方針会議を設置していない法人のため、当該原則に該当しません。
原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録	更新あり	・役員会は、法人運営に係る重要方針等を役員会細則に基づき、十分に審議・検討しております。第1、3月曜日に行われる役員等打合わせ会、月に1度開催される教育研究評議会、年に6回開催される経営協議会での審議を踏まえ、多角的な観点から適切な判断を行い、適正な業務運営を確保しております。また、その検討過程と結果については速やかに議事録を作成しており、大学ホームページで公表しております。 ・役員会の審議事項 (1)中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。）に関する事項 (2)国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 (3)予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (4)国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (5)その他役員会が定める重要事項 <公表先URL> ○役員会議事録 https://www.yamanashi.ac.jp/about/137
原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		・理事細則に基づき、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できるなどの観点から、他大学や地方自治体等の幹部経験者からそれぞれ1名、学内副学長経験者から男性1名、女性1名（外国籍）、学域長経験者から2名を理事に登用し、その経験と知見を法人経営に活用しております。 ・役員等の情報及び関係規則は大学ホームページで公表しております。 <公表先URL> ○役員等の情報及び関係規則 https://www.yamanashi.ac.jp/about/135

補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		・経営協議会細則に基づき、役員又は職員以外の者で大学に関し広く、かつ、高い識見を有するなどの観点から、経営協議会学外委員（16人中9人）に山梨県内外の行政機関、産業界、金融界、医療界及び教育界の幅広い分野から多様な立場の有識者を教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命しております。また、学外委員がその役割を十分に果たせるよう、適切な議題の設定をはじめ、審議を活性化させるため運営方法（オンライン化、会議資料の事前配付など）を工夫しております。 ・審議事項、報告事項の外に「懇談事項」を設け、学外委員との意見交換が活発に行えるようにしております。 ・同会議の議事録、委員名簿及び学外委員からの意見とその対応を大学ホームページに掲載しております。 <公表先URL> ○経営協議会議事要録 https://www.yamanashi.ac.jp/about/137
補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		・学長選考・監察会議（経営協議会学外委員6人、教育研究評議会評議員6人）において、学長選考・監察会議規則、学長の選考及び解任等に関する規則に則り、意向投票によることなく、同会議の権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を大学ホームページで公表しております。 <公表先URL> ○国立大学法人山梨大学学長選考・監察会議規則、国立大学法人山梨大学長の選考及び解任等に関する規則、国立大学法人山梨大学学長候補者選考基準 https://www.yamanashi.ac.jp/about/135 ○学長候補者の選考結果、選考過程及び選考理由について https://www.yamanashi.ac.jp/wp-content/uploads/2022/11/senkouriyuu-keika.pdf
補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新あり	・学長選考・監察会議の権限と責任において、学長の適切な任期、再任の可否及び再任を可能とする場合の上限を、学長選考・監察会議規則、学長の選考及び解任等に関する規則に定め、大学ホームページで公表しております。 ・学長の任期は、4年としており、1回に限り再任することができます。ただし、再任された場合の任期は、2年とし、引き続き6年を超えることができないとしています。また、大学運営における業績等を踏まえ、学長選考・監察会議が特に必要と認める場合は、1回に限り更に再任することができますが、この場合の任期は2年としています。 <公表先URL> ○国立大学法人山梨大学学長選考・監察会議規則、国立大学法人山梨大学長の選考及び解任等に関する規則 https://www.yamanashi.ac.jp/about/135
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き	更新あり	・学長の解任申出手続に関する要項を定め、これらの規則において解任のための手続きを整備し、大学ホームページで公表しております。 ・学長解任の発議は、経営協議会又は教育研究評議会が学長解任発議書を提出するか、2名以上の学長選考・監察会議委員が書面により学長解任の発議を行うか、いずれかにより、国立大学法人山梨大学学長選考・監察会議に対して行うものとしています。 <公表先URL> ○国立大学法人山梨大学長の解任申出手続に関する細則 https://www.yamanashi.ac.jp/about/135
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	・学長選考・監察会議は、毎年度、学長の業務執行状況を検証し、その結果を本人に提示するとともに、経営協議会及び教育研究評議会に報告しております。なお、検証結果については、大学ホームページで公表しております。 <公表先URL> ○学長の業務執行状況の検証結果 https://www.yamanashi.ac.jp/about/35389

原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員 の選任方法・選任理由	更新あり	・学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するため、学長選考・監察会議規則に学長が委員にならないことを明記しております。 ・経営協議会及び教育研究評議会で審議を行い、それぞれ6名の委員を選出しています。経営協議会からは、社会的信用を有する者で、教育、研究及び医療に高い見識を有する者、企業経営の知見を有する者などのバランスを考慮して、委員を選出しています。教育研究評議会からの学内の代表者には、本学の教育研究の中心的役割を担う、各学域及び学内共同教育研究施設等の代表者を委員として選出しています。 <公表先URL> ○学長選考・監察会議規則 https://www.yamanashi.ac.jp/wp-content/uploads/2021/01/senkou_kansatukaigir4.pdf ○学長選考・監察会議委員の選任方法及び選任理由 https://www.yamanashi.ac.jp/wp-content/uploads/2021/01/senkouhouhou-riyuu.pdf
原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		・本学では大学総括理事を置いておりませんが、学長が「法人の長」と「大学の長」を兼ねる体制により、経営力を最大限に発揮できていると評価しております。
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制 及び見直しの状況	更新あり	・教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、安定性・健全性を示すため、内部統制システムに係る持続的な活動を通じて、役職員が内部統制システムの維持向上と事業に関わる法令等の順守に努め、業務の公正を確保するとともに、効率性・有効性を高めております。このため、以下の基本方針及び同方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況の不断の見直しによって改善を図り、より適正かつ実効性のある体制の構築・運用に努めております。 (1)役職員の職務執行が国立大学法人法又はその他法令及び本法人規則等に適合することを確保するための体制 (2)役職員の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (4)役職員の職務執行の有効性及び有効性及び効率性を確保するための体制 (5)監事監査及び内部監査が実効的に行われることを確保するための体制 (6)財務報告の信頼性を確保するための体制 (7)役職員の業務の適正を確保するための体制 ・業務方法書、内部統制システムに関する基本方針を大学ホームページで公表しております。 <公表先URL> ○国立大学法人山梨大学業務方法書、国立大学法人山梨大学内部統制システムに関する基本方針 https://www.yamanashi.ac.jp/about/12237
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会 貢献活動に係る様々な情報 をわかりやすく公表する 工夫		・透明性のある情報開示と社会に対する説明責任を果たすべく、法令に基づき公開すべき情報等は、適正かつ遅滞なくホームページで公表しています。 ・法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報については、分かりやすくするため、ホームページのトップに「受験生」「在学生」「卒業生」「一般・地域」「企業・研究者」ごとのサイトを設けるなどし、各ステークホルダーに応じた情報提供を行っています。 ・また、大学運営等に係る各種行事・トピックス情報（プレスリリース含む）などは、取材等を行い、迅速かつ分かりやすい内容となるよう工夫して、ホームページやSNSで配信するほか、定期的に広報誌を活用し公表しています。 <公表先URL> ○大学案内 https://www.yamanashi.ac.jp/about

補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	・情報の公表を行う際には、まずは、公表を行う目的・意味、広報手法等について十分に検討し、その上で各ステークホルダーに応じた情報提供を行っています。また、事件や不祥事などの情報提供の際には、透明性の確保と説明責任の履行に努め、迅速かつ誠実に対応することとしています。 ・ホームページは日本語のほか英語版を作成し、サイトに「受験生」「在学生」「卒業生」「一般・地域」「企業・研究者」の設けるなど、各ステークホルダーに応じた情報提供を行っています。 ・ホームページの閲覧状況に関する調査を毎月行い、情報発信の内容や方法等を定期的に検証し改善につなげています。 <公表先URL> ○大学案内 https://www.yamanashi.ac.jp/ ○ステークホルダーに応じた情報提供 受験生の方への情報提供 https://www.yamanashi.ac.jp/prospective-students 在学生の方への情報提供 https://www.yamanashi.ac.jp/students 卒業生の方への情報提供 https://www.yamanashi.ac.jp/alumni 一般・地域の方への情報提供 https://www.yamanashi.ac.jp/general-public 企業・研究者の方への情報提供 https://www.yamanashi.ac.jp/company-and-researcher
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		・学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠として、「理念・目的」、「教育目標」、「教育に係る4つの方針」ならびに学生の満足度、学生の進路状況等を大学ホームページ及び学生の手引等の冊子で公表しております。 ・3年に1回実施している学生生活満足度調査（修学環境、全学共通教育科目内容、専門科目内容）の結果を大学ホームページに公表しております。 ・学生の進路状況について、大学ホームページに大学データとして掲載しているほか、進路・就職支援のページに、より詳細な情報を公表しております。 <公表先URL> ○理念・目的、教育目標、教育に係る4つの方針 https://www.yamanashi.ac.jp/about/53 ○学生生活満足度の調査結果 https://www.yamanashi.ac.jp/campuslife/73 ○卒業・修了後の進路 https://www.yamanashi.ac.jp/about/116#m9 ○進路・就職表（職業・産業別） https://www.career.yamanashi.ac.jp/about/52
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 <公表先URL> https://www.yamanashi.ac.jp/about/135 ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 <公表先URL> https://www.hosp.yamanashi.ac.jp/about/3419/ ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 <公表先URL> https://www.yamanashi.ac.jp/about/25014